

東急不動産株式会社「(仮称)岩手大船渡陸前高田風力発電事業に係る計画段階
環境配慮書」に対する意見について

令和4年12月21日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)岩手大船渡陸前高田風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、東急不動産株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 岩手県大船渡市及び陸前高田市
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出 力 : 最大110,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和4年10月 5日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和4年12月15日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令和4年12月21日

問合せ先:電力安全課 長尾、野田
電話03-3501-1742(直通)

東急不動産株式会社「(仮称)岩手大船渡陸前高田風力発電事業に係る計画段階環境
配慮書」に対する意見

1. 総論

(1)対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地調査を含む必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(3)事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

特にイヌワシについては、重大な影響を与える可能性があることを認識した上で慎重に調査、予測及び評価を実施し、その結果に応じて適切に事業計画を見直すこと。

(4)関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1)騒音に係る影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)及びその周辺には、複数の住居及び福祉施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、そのうち複数の方向から風車の影響を受ける可能性がある住居等も存在していることから、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成 27 年 10 月環境省)、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 5 月環境省)に加え、専門家等からの助言、その他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔を取ること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 地形に対する影響

想定区域及びその周辺には、日本の地形レッドデータブックに掲載されている「大船渡湾の海岸地形」が存在しており、地形改変による影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、地形について適切に調査、予測及び評価を行うとともに、環境保全措置の手法及び効果について調査及び検証し、それらの結果を踏まえ、重要な地形への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 風車の影に係る影響

想定区域及びその周辺には、住居等が存在しており、そのうち複数の方向から風車の影響を受ける可能性がある住居等も存在していることから、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔を取ること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋、上水道等の取水地点、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき指定された水源かん養保安林等が存在していることから、本事業の

実施により、工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、河川、沢筋、上水道等の取水地点からの距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ沈砂池の設置等を行い、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）に基づき指定された砂防指定地等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、関係機関等と調整の上、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討することにより、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制し、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(6) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ、クマタカ等の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突や移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。また、想定区域の周辺には、コクガンの渡来地として「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（平成 28 年 4 月環境省）に選定された「広田湾」や、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に基づき、集団渡来地として指定されている県指定高田松原鳥獣保護区等が存在し、ガン類及びハクチョウ類の主要な渡り経路となっている可能性があることから、これら渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。特に、イヌワシについては、想定区域の近傍につがいが生息しており、当該つがいの行動圏が想定区域内に含まれる可能性が考えられること等から、本事業の実施により重大な影響を与える可能性があることを認識し、既設風力発電設備への衝突に関する知見や、関係団体、専門家等か

らの助言、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成 24 年 12 月環境省)の考え方も踏まえ、適切な手法(期間や時期、地域や地点等)により、イヌワシの行動圏に関する情報(高利用域、採食地、営巣中心域、それらの移動経路等)を明らかにすること。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(7) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)に基づく自然環境保全基礎調査の第 6 回及び第 7 回(植生調査)において植生自然度が高いとされたアカマツ群落、ジュウモンジシダーサワグルミ群集等の植生や、森林法に基づき指定された保安林等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について適切に予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

(8) 景観に対する影響

想定区域の周辺には、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)に基づき指定された三陸復興国立公園が位置し、当該国立公園の主要な眺望点であり、利用施設計画に位置づけられている「穴通磯園地」、「基石海岸集団施設地区」等が存在することから、本事業の実施により、これらの眺望点からの眺望景観に対する影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性や利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該国立公園の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

(9) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域及びその周辺には、「氷上山」、「みちのく潮風トレイル(大船渡市中南部ルート及び陸前高田市ルート)」等の主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在することか

ら、本事業の実施に伴う直接改変による影響のほか、工事中及び稼働時の騒音、風車の影、景観変化等による当該人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用状況等を把握した上で、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。